

高齢者施設　代表者　様
通所サービス事業所　代表者　様

地域健康福祉室長寿・介護保険担当課長
福祉事務所障害福祉担当課長
枚方市新型コロナワクチン接種対策室課長

高齢者施設等における接種券が印字された予診票が 届いていない方への施設内接種について

平素は、新型コロナワクチン接種について、多大なるご尽力を賜り誠にありがとうございます。
さて、令和３年（2021年）12月28日付健ワ第1621号「高齢者施設における追加接種（３回目）について」において、高齢者施設での追加接種（３回目）の取り扱いをお示しさせていただきました。

現在、高齢者施設の皆様より接種券が印字された予診票が届いていない方への接種の可否についてお問い合わせを多数いただいておりますので、取り扱いについてお知らせします。

本市では接種券が印字された予診票が届いていなくても接種できる方は、間違い接種を防ぐため、一定の条件を満たす医療従事者等に限定し、接種券が印字された予診票が届くまでは接種を見合わせていただく事とさせていただいております。

しかしながら、新たな変異株の発生等の状況を踏まえ、高齢者施設等の入居者等への前倒し接種を進めて行くため、取り扱いについて検討を行い、この度、下記の①～④のすべての要件を満たす対象者の方について、接種券が印字された予診票が届いていなくても接種が可能とさせていただきます。

なお、接種券が印字された予診票がなく、接種する場合は、必ず施設等で接種を行う医療機関と事前に相談、了承のもと、ご対応いただきますようお願いいたします。

記

1. 対象者

- ① 令和４年３月３１日までに６５歳に達する方が入居されている高齢者施設等の入居者及び従事者（対象者は６４歳以下の方も含む）
- ② 令和４年３月３１日までに６５歳に達する方が利用されている通所サービス事業所の利用者及び従事者（対象者は６４歳以下の方も含む）

2. 要件

- ① 接種予定者が接種済証、接種記録書または接種証明書を提示し、初回接種（１・２回目接種）を受けた日が確認できるとともに、２回目接種より６か月を経過していること
- ② 後日、接種券が印字された予診票を必ず医療機関へ提出することができること
- ③ 高齢者施設または通所サービス事業所で接種を行うこと
- ④ 接種される医療機関が了承されていること

※２回目接種後６か月を経過せずに接種した場合は、間違い接種となることから、必ず確認の上、接種を実施してください。

3. 添付資料

【参考】接種券が届いていない追加接種対象者に対して接種を実施する場合の事務運用

＜連絡先＞
地域健康福祉室長寿・介護保険担当
担当：田中・吉田
TEL：072-841-1440

福祉事務所障害福祉担当
担当：西中・藤重
TEL：072-841-1457

新型コロナワクチン接種対策室
担当：中山・白石
TEL：072-841-1429